

令和2年度事業計画

昨年10月1日、10%に消費税が増税されたことにより、本来であれば、同時期に24年ぶりの運賃改定が実施されるものと確信しておりましたが、残念な事に国の方針で認められず、ようやく今年の2月1日から実施され、メーター交換費用等において、大きな負担を強いられました。

また、今年に入り「新型コロナウイルス」により、海外からの観光客の激減等により、大変厳しい状況にあります。当協会におきましては、今までと変わることなく個人タクシー事業の維持・発展のため、本年度も引き続き次に掲げる事業を推進してまいります。

今年の東京オリンピックの開催や今後の大阪・関西万博開催等大きな行事の開催もあり、それに伴い、ますます外国人旅行者が増加し、利用者の質も変わりつつあります。

また、キャッシュレス決済の普及により、環境の変化に対応した柔軟な考えのもとで、我々も事業を行っていく必要に迫られています。

死亡後譲渡譲受の復活など個人タクシーの譲渡譲受のあり方について一歩前進がありました。いまのところ事業者の減少は止めることができません。一方、法人タクシーも運転者不足により稼働率も上向かない中、大阪市域において、特定地域が今年の4月1日から準特定地域になるなど変化が見られます。

しかしこのような中でも、マスターズ制度を基軸に、高品質なホスピタリティと社会貢献を目指し、安全・安心・快適なサービスの提供に努め、利用者にとってこの事業の必要性を訴えるとともに、個人タクシーの発展を目指します。

1. 安全サービス事業

(1) 「旅客サービス向上と税務及び交通安全講習会」の開催

大阪国際交流センター及び堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）で開催します。

(2) 街頭指導等の実施

北新地地区・南地地区の街頭指導活動、乗場の充実と改善、マナー向上に向けた活動を輸送秩序確立連絡協議会（一水会）や自主街頭指導検討会に参加し、共同で街頭指導を実施します。

(3) 関係機関との連携活動

近畿運輸局、大阪運輸支局、大阪府警察本部、公益財団法人大阪タクシーセンターと連携し、開催される各会議に出席し事業の適正化を推進します。

- (4) 「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」への参画
大阪府警察本部と一般財団法人大阪府交通安全協会共催の「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」に参画し、委員会並びに表彰式に出席します。また、傘下団体にも参加を促すことにより無事故無違反を目指します。
- (5) 「大阪府道路利用者会議」への参画
平成20年に凍結された道路利用者会議の再開に伴い、本年度より参加し、問題のある道路の改修やバイパス道路の新設等の要望を行っていません。
- (6) 近畿運輸局、大阪運輸支局に対する要望
行政に対しては、事あるごとに出向き、懇談を行うとともに、個人タクシー業界の発展のため相互の意思の疎通を図りつつ、個人タクシー事業に有益な要望を行い、その実現に向け努力いたします。
- (7) 一般社団法人全国個人タクシー協会近畿支部(以下「近畿支部」という。)との連携強化
近畿支部の事業計画の促進及びその上部団体である一般社団法人全国個人タクシー協会(以下「全個協」という。)との連携を図り、個人タクシーの地位の向上を目指します。
- (8) タクシー利用券の取扱い
一般社団法人大阪タクシー協会、大阪タクシー共通乗車券運営協議会、各市が独自に発行している障がい者タクシー利用券の取り扱いを行います。
- (9) 全個協が施行する「個人タクシー中期取組計画」事業に積極的に取り組みます。

2. 教育広報活動事業

- (1) 譲渡譲受認可率の向上
経営者学校の講習内容の一層の充実と合理化を図り、認可率の向上を目指します。
- (2) 新規事業者を対象とした新規参入説明会、接遇及びマナー研修会、授与式及び事業開始説明会の充実に努めます。
- (3) 期限更新研修会の開催
大阪運輸支局と共催で、期限更新短縮者が対象の更新研修会を開催します。
- (4) 優良事業者の推薦と表彰
黄綬褒章、国土交通大臣表彰、近畿運輸局長表彰、大阪運輸支局長表彰、

公益財団法人大阪タクシーセンターの優良運転者表彰、全個協の永年勤続功労事業者表彰などに優秀な事業者を推薦するとともに、その推薦等関連業務に協力します。

- (5) 全個協が展開する「マスターズ制度」への協力
マスター事業者のスキルアップ研修会開催に協力します。
- (6) 安全運行指導員の新規増員及び更新
全個協が推進する安全運行指導員制度の充実を図ります。
- (7) 行政及び関係団体との連絡協調
行政からの通達、公示や関係団体からの通知等を速やかに広報・周知します。
- (8) 人事共済制度の実施
死亡・廃止された方の弔慰金、餞別金を支給します。
- (9) 国民年金基金の加入促進
理事会等で、若年層の加入を促進します。
- (10) 「個人タクシーの日」のイベントへの協力
近畿支部と協力し、個人タクシーの広報活動を行います。
- (11) 「中核リーダー研修会」開催への協力
- (12) 「マスター利用者コンテスト第5回近畿支部大会」への協力

3. 申請代行業務事業

- (1) 許可更新の調査業務代行
個人タクシー事業の許可更新の事務処理と提出を行います。
- (2) 申請の円滑な処理のための行政に対する支援業務
各種申請に関する相談、説明と提出を行い、行政より受領します。
- (3) 個人タクシー事業者等の事業経営に関する相談、アドバイス
事業者等からの事業経営に関する様々な質問に対する回答や各種申請等における助言を行い、事業者の資質の向上と事務負担の軽減を目指します。

4. 指導講習事業

近畿個人タクシー経営者学校の運営

- (1) 本講習会及び予備講習会を各々年3回開講します。
- (2) 経営者学校の講習内容を見直し、近畿運輸局の個人タクシー譲渡譲受試験の合格率の向上を目指します。